

予算大綱説明

平成28年2月

東三河広域連合

本日、ここに平成28年2月東三河広域連合議会定例会を招集し、新年度予算のご審議をお願いするにあたり、私の広域連合運営についての所信の一端と予算の大綱を申し上げ、住民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東三河広域連合は、昨年1月30日の設立以降、新たな広域連携事業の展開による「地域力」の向上、地方分権改革の推進による「自立力」の向上、事務の共同処理による「行政遂行力」の向上を3つの基本方針として掲げ、東三河地域がこれまで以上に一致団結して、新たな魅力と活力の創造に努め、「誰もが真の豊かさを実感できる地域」の実現を目指し、取り組みを進めてまいりました。

この間、全国の自治体では、人口減少や少子高齢化、若者世代の首都圏への人口流出による地域の社会基盤の弱体化などに立ち向かうため、それぞれが知恵を絞り、汗をかき、地域の活力を維持しようと地方創生に向けた様々な取り組みを進めております。

私たち東三河地域におきましても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を進めており、まさに今年は地方創生が本格的に始動する「地方創生元年」です。

そのような中、昨年末に内閣府から示された、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」の改正では、東三河広域連合の要望にも応える形で、広域連合も総合戦略の策定ができる旨の内容が盛り込まれました。これは、東三河広域連合の取り組みに対する国の期待の表れであり、今後、様々な機関と議論を重ねながら、各市町村の地方創生に向けた取り組みとも連携を図り、広域連合としての役割を果たしてまいります。

そして、東三河待望の新東名高速道路がいよいよこの2月13日

に開通いたします。新東名の開通は、新城・奥三河地域を中心に新たな人・ものの流れを呼び起こし、東三河地域の経済発展に多大な効果をもたらすものと期待されております。この流れを的確に捉え、観光をはじめとした産業振興に地域が一体となって取り組んでいかなければなりません。

また、7月には三河港を中心に「海フェスタ東三河」が開催されます。加えて、2019年の「ラグビーワールドカップ」、田原市がサーフィン会場に立候補しております2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」、さらには愛知県が誘致を目指しております「技能五輪国際大会」や「アジア大会」など、今後、数多くの国際イベントも控えております。これらは、国内外に東三河を発信する絶好の機会となりますので、広域連合としても、構成市町村、愛知県、経済界などと協力しながら、東三河の魅力を発信し存在感を高めてまいります。

東三河広域連合が「東三河はひとつ」を合言葉に発足してから、ちょうど1年が経過いたしました。この間、議会や住民の皆様から広域連合に対する多くの期待を寄せていただきました。

私はこうした期待に応えるべく、東三河地域が直面する課題に対し、構成市町村はもとより、東三河県庁や東三河広域経済連合会など各種団体とも連携・協力しながら取り組んでまいります。そして、広域的な視点に立ち、様々な施策に積極的に取り組むことで、この地域に暮らす人々が地域に対して誇りと愛着を持つことができるよう、引き続き全力で職務に邁進していく所存でございます。

以上が、広域連合運営に臨む私の所信の一端でございます。

続きまして、新年度予算の主な内容についてでございます。

まず、共同処理事務につきましては、介護保険の統合に向けた準備事務を着実に推進するとともに、滞納整理事務、消費生活相談事務、航空写真撮影事務を本格実施してまいります。

介護保険に関する事務につきましては、準備事務の推進体制といたしまして、介護保険準備室を東三河5市職員の派遣による専任配置とすることで強化を図ってまいります。こうした体制のもと、新年度から2か年かけて、介護保険システムの構築とともに、第7期介護保険事業計画を策定してまいります。計画においては、東三河地域全体の介護ニーズを踏まえ、基本理念、基本目標、政策体系などを策定するとともに、現在各市町村で実施しております地域支援事業につきましては、地域の実情を考慮しながら、広域連合として取り組む事業のあり方について検討してまいります。介護保険に関する事務は、地域住民に深く関わるものであることから、各市町村と十分な協議を重ねるとともに、議会をはじめ住民の皆様のご意見も伺いながら着実に準備を進めてまいります。

滞納整理に関する事務につきましては、新年度から、地域住民の税負担に対する公平性を確保するため、各市町村より移管を受けた高額・徴収困難事案について、広域連合が差押や換価等の権限を持って滞納整理事務を行います。徴収体制につきましては、これまでの滞納整理準備室を徴収課とし、東三河5市職員の派遣による専任配置といたします。そして、引き続き設置されます愛知県東三河地方税滞納整理機構とも連携しながら取り組みを進めてまいります。

消費生活相談等に関する事務につきましては、複雑・高度化する消費者問題から住民の消費生活における安全を守るため、新年度から、これまで各市町村で行ってきた相談業務を、広域連合において

一体的に実施してまいります。相談体制につきましては、豊橋市に設置いたします東三河消費生活総合センターをはじめ、5市に消費生活センターを設けて専門の相談員を配置するとともに、北設3町村にも消費生活相談室を設けて専門の相談員を派遣いたします。こうしたことにより、開設日及び開設時間の拡充に加え、地域住民の皆様がいずれの窓口においても相談できる体制を整えてまいります。

航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務につきましては、各市町村で行う行政事務の基礎資料として、広く活用する図面を作成するため、新年度から2か年かけて、東三河全域の航空写真撮影と5市の地形図データ作成を行うとともに、広域的な活用方法についても検討してまいります。

また、本年度から実施しております社会福祉法人の認可等に関する事務、並びに障害支援区分認定審査会の運営につきましては、広域連合で行うことでの効果を最大限発揮できるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

次に広域連携事業についてでございます。

東三河の特産品の地産外商による地域産業の活性化や東三河の交流人口の拡大に繋がるアンテナショップの出店を検討するため、実証実験に取り組んでまいります。具体的には、豊橋市が東京浅草に出店いたしました「まるごとにつぼん」を活用し、東三河の特産品の展示販売を行うほか、調査員を配置して利用者の満足度などを把握するアンケート調査や体験型のイベントを通じた利用者の意識調査などの結果を総合的に分析したうえで、アンテナショップの実現可能性を検証してまいります。

このほか権限移譲に関する研究を引き続き行うとともに、ホーム

ページや「広報ひがしみかわ」など様々な媒体を活用し、東三河地域の魅力や東三河広域連合の活動などについての情報発信を積極的に行ってまいります。

いずれの事務・事業につきましても、構成市町村と連携を密にして円滑に進むよう取り組んでまいります。

以上、ご説明申し上げました主要な事務・事業を盛り込み編成いたしました、平成28年度東三河広域連合一般会計予算の額は、7億3,440万円となっております。

新年度は、新たに3つの共同処理事務を開始するなど、設立時の計画に基づき着実な事業推進を図るとともに、新たな広域連携事業の調査研究にも積極的に取り組むなど「成長する広域連合」を目指した予算編成となっております。

住民の皆様並びに議員各位におかれましては、今後とも東三河広域連合の運営に対しまして深いご理解とご協力をお願い申し上げ、予算大綱説明とさせていただきます。